

厚生年金基金令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽  
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百四十一号

厚生年金基金令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十八条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の五第二項を次のように改める。

2 法第百七十八条の二第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 直近三年間に終了した各事業年度の末日において、年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に十分の九を乗じて得た額を下回っていること。

二 直前に終了した事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に十分の八を乗じて得た額を下回っていること。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子  
内閣総理大臣 野田 佳彦